

障害年金の診断書（糖尿病による障害）を作成する医師の皆さまへ

## 平成28年6月1日から 「代謝疾患（糖尿病）による障害」の認定基準の 一部改正にともない、国民年金・厚生年金保険の診断書 「糖尿病の障害用」（様式第120号の6-(2))の様式が変わります

近年の医学的知見を反映し、専門家による審議等を踏まえ、糖尿病の認定基準を見直すとともに、診断書の様式を変更します。

- ▶ 認定基準の見直しにより、治療を行ってもなお、血糖コントロールが困難な症状の方が対象となります。具体的には、
    1. 90日以上インスリン治療を行っている方
    2. 「Cペプチド値」、「重症低血糖」、「糖尿病ケトアシドーシス」、「高血糖高浸透圧症候群」のいずれかが一定の程度の方
    3. 日常生活の制限が一定の程度の方
- ※詳しくは、[「障害年金のお知らせ～平成28年6月1日から「代謝疾患（糖尿病）による障害」の認定基準を一部改正します～」](#)をご覧ください。

- ▶ 認定基準の見直しにともない、診断書に新たな記載欄を設けます。
  1. 検査日より前に90日以上継続して必要なインスリン治療を実施しているか、確認する欄を設けます。
  2. 「空腹時または随時血清Cペプチド値」、「意識障害により自己回復が出来ない重症低血糖」、「糖尿病ケトアシドーシスによる入院」、「高血糖高浸透圧症候群による入院」を記載する欄を設けます。

平成28年5月2日以降に改正後の様式を配布し、  
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

★ [改正後の様式の診断書](#)を作成する際は、  
[『診断書作成の留意事項』](#)をご参照ください。

※ 不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。